

相模原市衛生研究所再整備基本構想

令和7年7月

相模原市

目 次

I. はじめに.....	1
1 背景と目的.....	1
2 基本構想の位置付け.....	1
3 検討体制.....	2
4 S D G s との関係.....	2
II. 現状と課題.....	3
1 衛生研究所のこれまでの経過.....	3
2 衛生研究所の業務.....	3
3 衛生研究所を取り巻く状況の変化.....	4
4 施設(建物)の概要.....	5
5 再整備に係る計画の位置付け.....	6
6 建物の老朽化.....	6
III. 基本的な考え方.....	7
1 衛生研究所の目指す姿.....	7
2 基本的な方向性.....	7
(1) 安全・安心な施設の整備.....	7
(2) 財政負担の軽減.....	7
(3) 衛生研究所の特性を踏まえた持続可能性の向上.....	7
(4) 民間との役割分担.....	7
IV. 基本構想.....	8
1 導入機能.....	8
(1) 必要な機能.....	8
(2) 強化すべき機能.....	9
2 再整備方針.....	9
(1) 整備方針.....	9
(2) 想定施設規模.....	9
(3) 整備方式.....	10
(4) 整備候補地	10
(5) 施設の複合化.....	11
3 事業手法.....	11
(1) 検討に当たっての前提条件.....	11
(2) 想定される事業手法.....	12
V. 今後のスケジュール等.....	12
1 想定スケジュール.....	12
2 事業の進め方の留意点.....	12

I. はじめに

1 背景と目的

衛生研究所は、平成18年から旧相模原メディカルセンター(昭和48年竣工)の建物を活用していますが、建設から50年が経過し、建物の老朽化が進むほか、高度化・多様化する検査ニーズに対応するため、機能強化、検査室の確保等の課題を抱えている状況です。

また、令和5年4月に、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた地域保健法(昭和22年法律第101号)の改正により、保健所設置自治体が地域において専門的な調査研究や試験検査等の機能を確保するために必要な措置を講ずる旨の規定が同法に定められるとともに、同法に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第374号)において、指定都市等に対し、地方衛生研究所等を設置し、その機能を強化することや健康危機への計画的な取組が求められています。

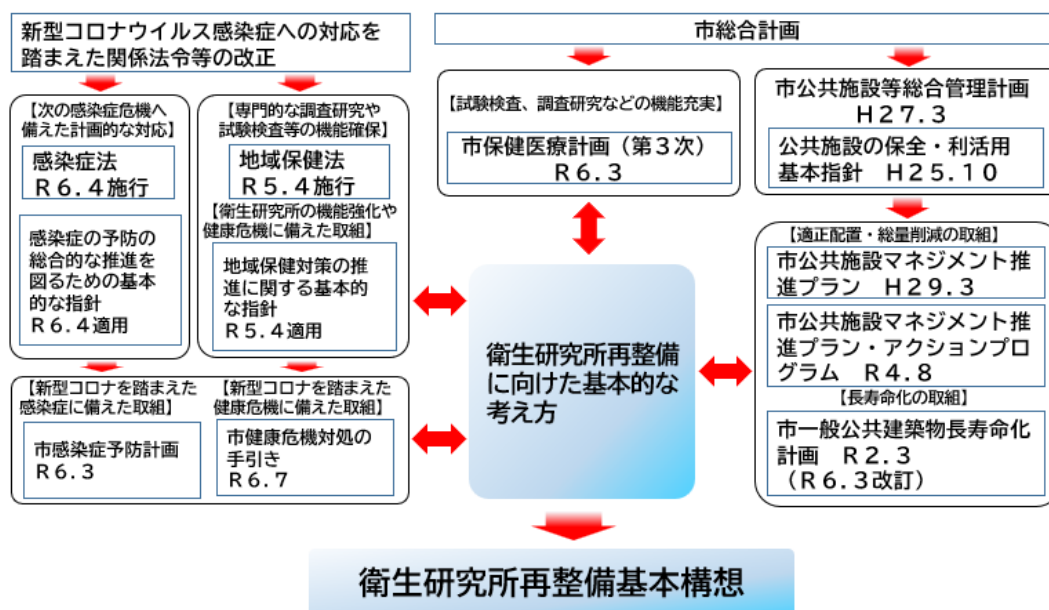
こうしたことから、建物の老朽化等への対応及び健康危機への対処に必要な試験検査等の体制の確保に向けて、衛生研究所を再整備し、本市が地域保健行政における指定都市としての責務を果たしつつ、安全で安心なまちづくりの実現を目指すものです。

2 基本構想の位置付け

「相模原市衛生研究所再整備基本構想(以下「基本構想」という。)」は、令和6年4月に決定した「相模原市衛生研究所再整備に向けた基本的な考え方(以下「基本的な考え方」という。)」に基づき、衛生研究所の再整備の候補地や導入機能等を定めるものです。

基本構想の策定に当たっては、関係法令等により示されている新型コロナウイルスへの対応を踏まえた健康危機への対処や地方衛生研究所としての機能強化等の考え方との整合を図るとともに、本市の保健医療計画や公共施設マネジメント等の考え方を踏まえました。

<上位計画、関連計画との位置付け>



3 検討体制

庁内検討組織である「相模原市衛生研究所再整備基本構想ワーキンググループ」において技術的な検証を行いながら、相模原市衛生研究所再整備に関する懇話会の意見を踏まえ、基本構想の策定に向けた検討を行いました。

4 SDGsとの関係

平成27年に国連持続可能な開発サミットにて、持続可能な開発目標(SDGs)が採択されるなど、経済成長、社会的包摂及び環境保護の3つの核となる要素の調和の下で持続可能な開発を達成する社会を構築する必要性が高まっています。

基本構想においては、健康危機への対処に必要な試験検査等の体制を確保することで、持続可能な開発目標への貢献を図ります。



II. 現状と課題

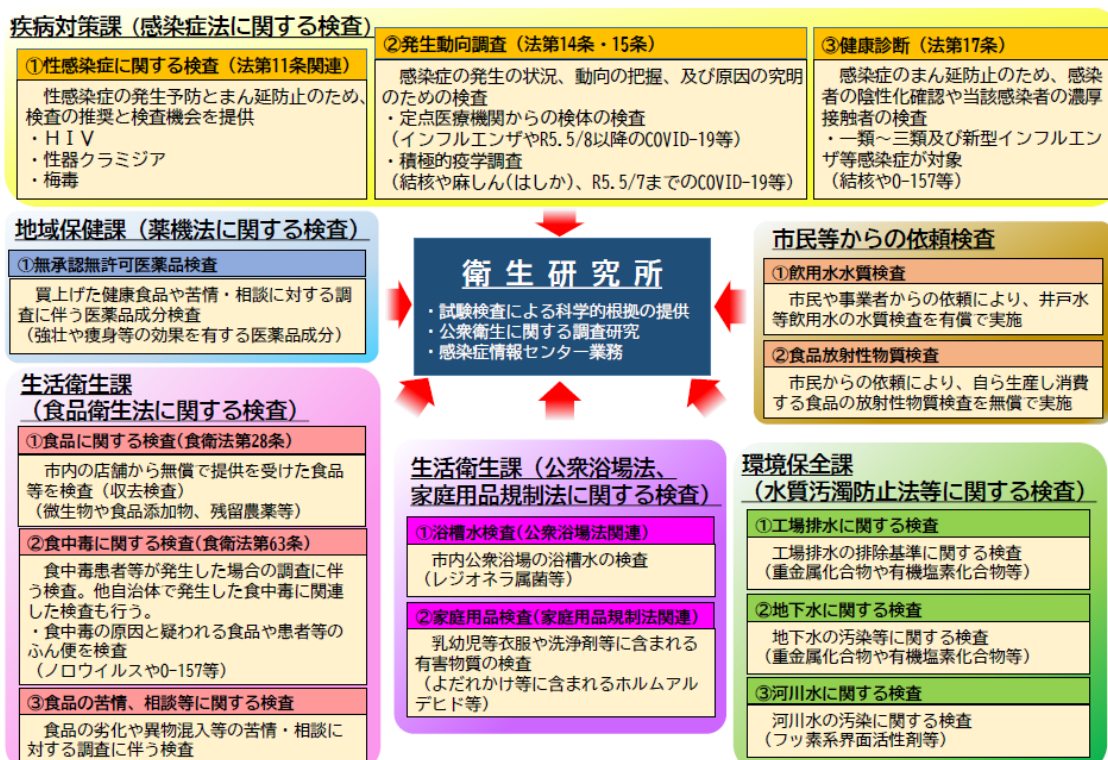
1 衛生研究所のこれまでの経過

平成12年4月	保健所政令市への移行に当たり、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第29条第2項に基づく検査施設として、当時の神奈川県相模原合同庁舎(相模原市中央区富士見6-5-8)内に衛生試験所を設置
平成18年3月	旧相模原メディカルセンター(昭和48年竣工。相模原市中央区富士見 1-3-41)に環境保全に係る検査部門を統合し、衛生試験所を移転整備
平成22年4月	検査室を拡充(残留農薬検査及び食物アレルギー検査)
平成27年4月	衛生試験所から衛生研究所へ移行し、従前の試験検査の拡充に加え、公衆衛生に係る調査研究や公衆衛生情報の収集・解析・提供、研修指導を新たに開始
平成31年4月	衛生研究所内に感染症情報センターを設置し、感染症情報の収集・解析・提供業務を疾病対策課から移管

2 衛生研究所の業務

衛生研究所では、庁内関係各課等からの依頼に基づく試験検査のほか、公衆衛生に関する調査研究や感染症情報の収集・解析・提供を行う感染症情報センター業務を行っています。

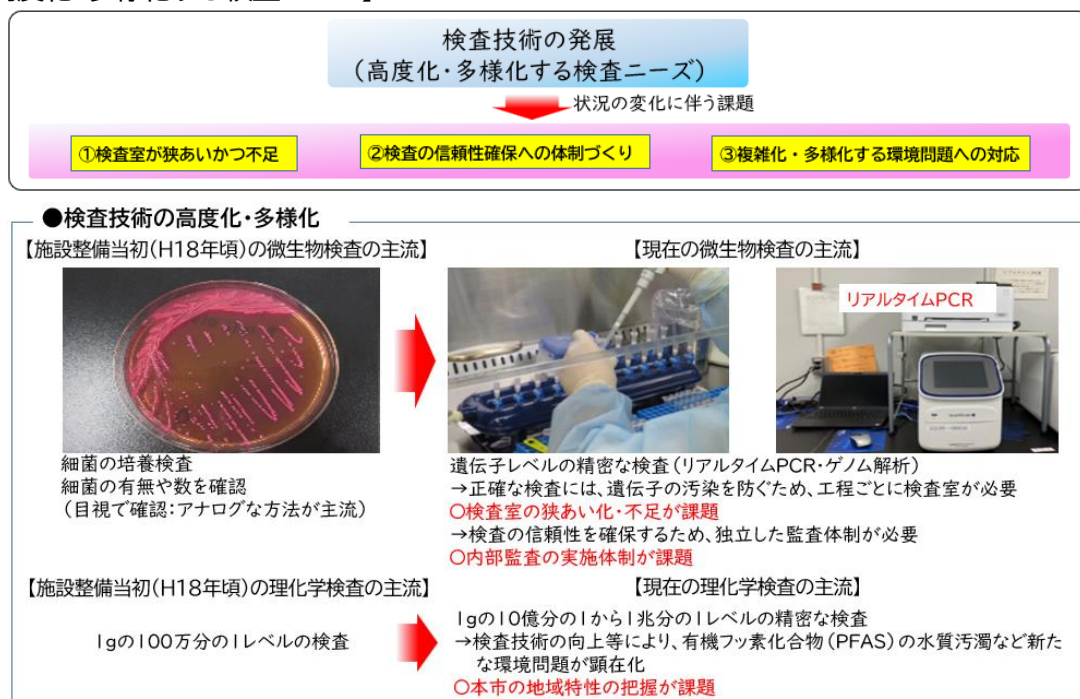
【衛生研究所の主な業務】



3 衛生研究所を取り巻く状況の変化

検査技術の発展により、微生物(細菌・ウイルス)の遺伝子検査や残留農薬の微量検査等を導入していますが、高度化・多様化する検査ニーズに対応するには、検査室が狭あいつ不足していることや検査の信頼性の確保への体制づくり、複雑化・多様化する環境問題への対応が課題となっています。

【高度化・多様化する検査ニーズ】



また、地域保健法の改正に伴い、指定都市等は、地方衛生研究所機能を強化し、健康危機への対処に必要な試験検査等の体制の整備が求められていますが、本市における新型コロナウイルス感染症の検査対応やパンデミックのおそれのある新型インフルエンザへの対応を踏まえると、特定の病原体を取り扱うための検査室が不足しています。

【新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえた地域保健法の改正】

地域保健法(令和5年4月1日施行) ※地方衛生研究所の法定化

第26条 都道府県、指定都市、中核市その他政令で指定する都市は、地域保健対策に関する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査であって、専門的な知識及び技術を必要とするもの並びにこれらに関連する厚生労働省令で定める業務を行うため、必要な体制の整備、他の地方公共団体との連携の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

地域保健法施行規則

第4条 法第26条の厚生労働省令で定める業務は次に掲げる業務とする。

①専門的な知識及び技術に基づく地域保健に関する情報の収集・整理及び活用

②保健所職員その他地域保健に関する関係者に対する研修

③地域保健対策に関する調査及び試験検査で専門的な技術知識を必要とするもの

↓ 法第4条(基本指針の策定)

地域保健対策の推進に関する基本的な指針(令和5年4月1日適用)

○地域保健に関する調査及び研究並びに検査に関する基本的な事項

・指定都市等は自ら地方衛生研究所等の設置により試験検査の体制を整えること

・地方衛生研究所等の機能を強化すること

新型コロナウイルス感染症への対応から見た、衛生研究所における初動検査の重要性と役割の変遷

【初動対応における重要な役割】

初動検査は衛生研究所が対応

→ 国立感染研と連携し、検査法を確立
→ その後、医療機関へ検査が普及

【衛生研究所の対応】

病原体の情報が限られるため、
特殊設備の検査室（1室）で検査実施
→ 当該検査室の老朽化・不足が課題

【感染拡大時における役割の変遷】

クラスター等感染拡大防止対策の検査を対応

→ 施設従事者等の無症状者への検査
→ 症状のある者の検査は医療機関が対応

【衛生研究所の対応】

PCR検査を大量かつ正確に実施
（最大検査実績：344件/日）
→ 検査室の狭あい化・不足が課題

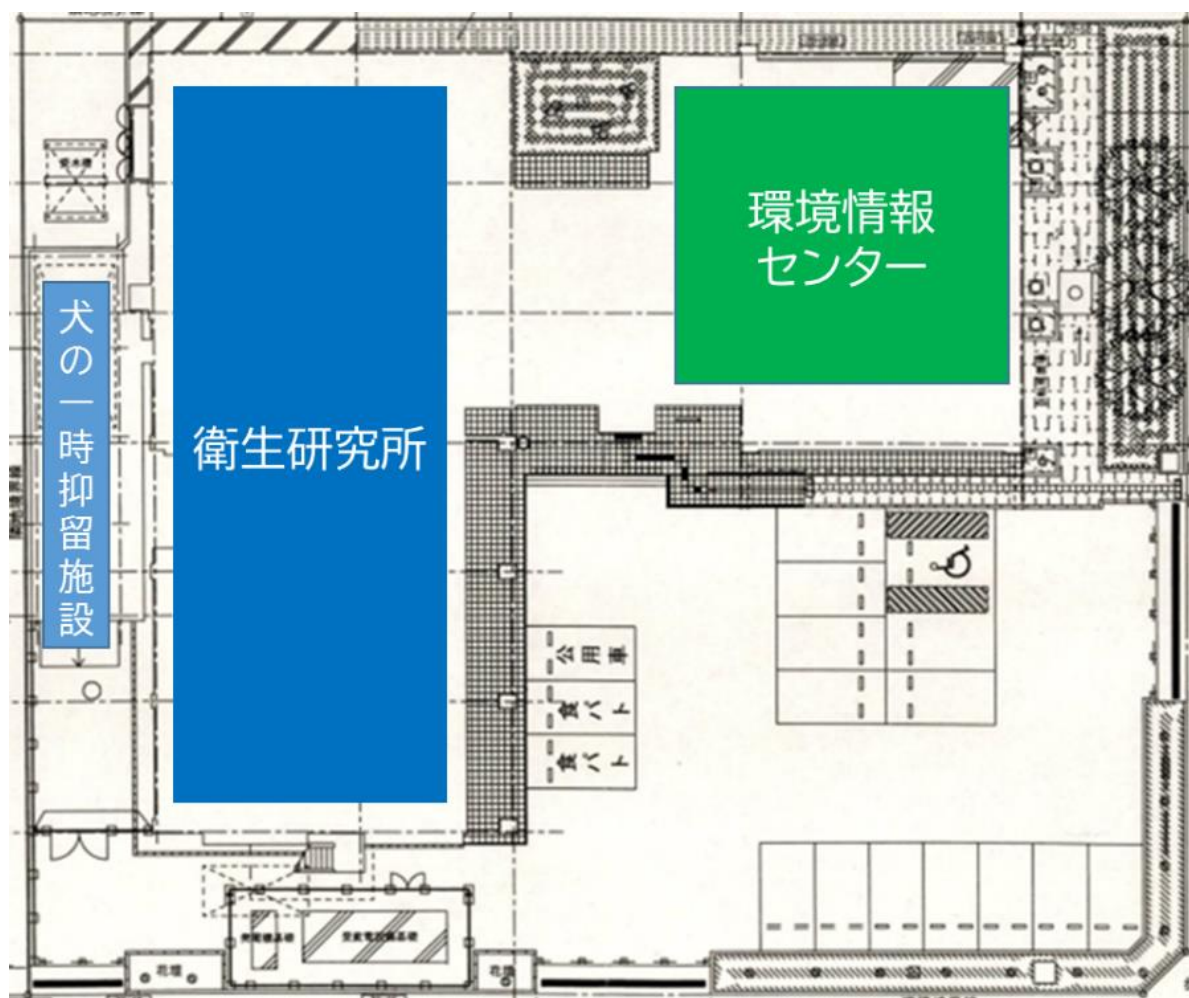


4 施設(建物)の概要

衛生研究所は、環境情報センター（エコパークさがみはら）及び犬の一時抑留施設との複合施設となっています。

【施設(建物)概要】

用途地域	敷地面積(㎡)	容積率	建ぺい率	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)	階数	竣工年月
第2種住居区域	2,393.29	200%	60%	1,098	2,807	地上4階	S48.10



5 再整備に係る計画の位置付け

衛生研究所の再整備は、次の計画に位置付けられています。

計画名	取組の方向性
市公共施設マネジメント推進プラン (平成29年3月)	Ⅲ 施設配置の基本的な考え方 ○食品衛生法で設置が義務付けられており、機能としては将来も維持していくが、更新の際は、検査・研究機関としての特性を考慮しつつ、他の既存施設の活用や複合化を検討する。 ○老朽化が進んでいることから、検査・研究機関としての特性を考慮しつつ、計画的な更新に向けた検討が必要
市公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラム (令和4年8月)	Ⅳ アクションプログラム実施内容 2. アクションプログラム実施内容(22地区) ⑩中央地区 【第2期(R2年度～R11年度)の実施内容】 第2期に更新の目安となる時期を迎える市役所本庁舎や衛生研究所等については、施設の老朽化の状況、市の行政機能の中心としての在り方、相模原駅周辺地区におけるまちづくりの取組との整合を図りながら、 <u>長寿命改修等による延命化も含め、効率的・効果的な再編・再整備を検討</u> します。
市一般公共建築物長寿命化計画 (令和6年3月改訂)	(Ⅰ)計画的保全建築物 ア 改修・更新の考え方 ○施設重要度の区分 A(行政機能の拠点として、将来にわたり維持すべき施設) ○建設後40年以降経過した建築物については、 <u>あらかじめ施設の在り方及び方向性を検討</u> した上で、単独の施設で長寿命化改修又は再編・再整備の手法を決定し、工事を実施します。 →衛生研究所は、再編・再整備の実施予定一覧表に掲載

6 建物の老朽化

建築から50年が経過し、建物内各所の雨漏り、漏水、空調設備の故障等の計画外かつ緊急性を要する修繕が発生し、試験検査に影響を及ぼした事例がありました。

また、令和4年度市役所周辺一般公共建築物躯体健全度調査の結果では、鉄筋コンクリートの圧縮強度について、設計基準強度を満たしていませんでした。

【近年の主な修繕の状況】

年 度	主 な 修 繕 内 容	金額(千円)
令和元年度	空調設備修繕、非常照明用バッテリー交換修繕、入退室管理システム修繕	23,052
令和2年度	入退室管理システム修繕、駐車場陥没修繕	5,247
令和3年度	食品細菌検査室雨漏り修繕、微生物安全検査室修繕 食品残留物検査室給湯器修繕	1,435
令和4年度	給水栓修繕、微生物安全検査室プーリー交換修繕	501
令和5年度	非常用発電設備修繕	9,076
令和6年度	高圧受電設備修繕、壁掛け空調機交換修繕	2,474

【令和4年度市役所周辺一般公共建築物躯体健全度調査の結果】

建物名称	構造規模	竣工年月日 (R5経過年数)	供試体採取箇所数	圧縮強度試験結果一覧			圧縮強度試験結果	中性化試験結果一覧			中性化試験結果	
				階数	番号	圧縮強度 N/mm ²		階数	番号	中性化深さ 平均(mm) 判定		
衛生研究所 ・環境情報 センター	鉄筋コンクリート造 地上4階 延べ面積2807.9㎡	1973年10月 (経年50年)	3箇所	1	衛-1	16.0	全ての箇所で 設計基準強度 を下回った。	1	衛-1	21.3	B	前回改修時から 19年経過しても 中性化の進行に 大きな変化がない。
				2	衛-2	15.2		2	衛-2	3.7	A	
				R	衛-3	11.2		R	衛-3	2.6	A	
				平均値		14.1						
				設計基準強度		20.6						

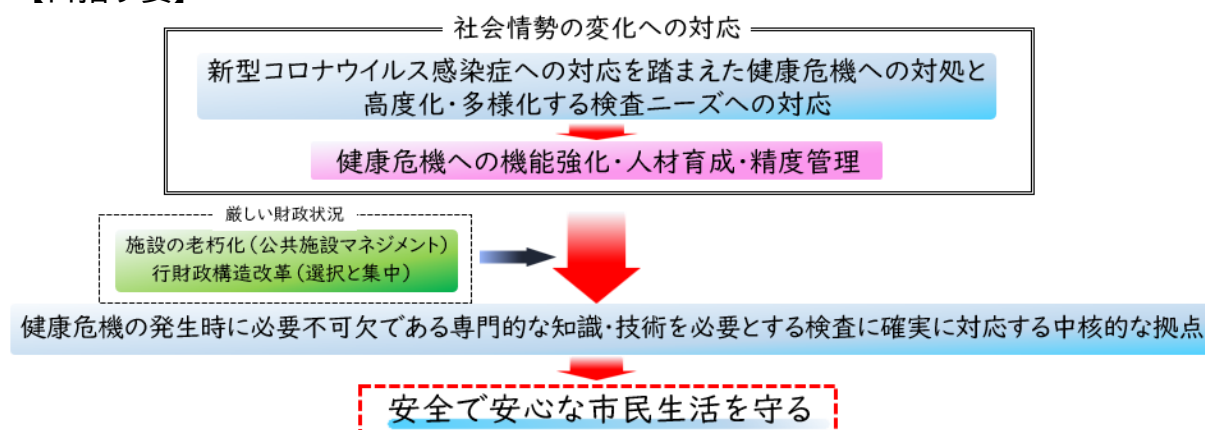
Ⅲ. 基本的な考え方

衛生研究所の再整備に当たっては、衛生研究所の現状や課題を踏まえ、次のとおり基本的な考え方を定め、取組を進めます。

1 衛生研究所の目指す姿

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、健康危機の発生時に必要不可欠である専門的な知識と技術力が求められる試験検査に確実に対応する中核的な拠点として、安全で安心な市民生活を守ります。

【目指す姿】



2 基本的な方向性

厳しい財政状況においても衛生研究所の目指すべき姿を実現するため、衛生研究所の再整備の取組の基本的な方向性を次のとおりとします。

（１）安全・安心な施設の整備

地域住民が安心し、職員が安全に業務を行うことができる施設を整備します。

（２）財政負担の軽減

国庫補助金等の特定財源の確保や民間活力の活用などによる財政負担の軽減に努めます。

（３）衛生研究所の特性を踏まえた持続可能性の向上

将来的に高度化・多様化することが見込まれる検査ニーズに対応し、健康危機の発生時においても必要不可欠である専門的な試験検査を持続的に実施できるよう、施設や設備の耐用年数、財政負担、公共施設マネジメントの観点等を考慮しつつ、長期的な視点を持って再整備に取り組めます。

（４）民間との役割分担

健康危機への対処に必要な不可欠である検査に確実に対応する中核的な拠点として、その専門性の高い知識・技術と信頼性を確保するため、直営による運営とします。

一方、限られた資源を有効活用するため、自ら実施する必要のない検査について、廃止や民間活力の活用を検討します。

IV. 基本構想

基本的な考え方に基づき、導入機能や整備候補地などの再整備方針及び事業手法を次のとおりとします。

1 導入機能

衛生研究所の目指す姿を実現するために必要かつ強化すべき機能は、次のとおりです。

(1) 必要な機能

ア 地域保健法第26条第1項に規定される業務を行う機能

(ア) 専門的な知識・技術を必要とする試験検査・調査研究

(イ) 専門的な知識・技術に基づく公衆衛生に関する情報の収集・解析・提供

(ウ) 保健所職員やその他公衆衛生に関する職員への研修指導

イ 健康危機への対処に求められる機能

(ア) 専門的な知識・技術を有する人材の確保・育成

(イ) 平時からの感染症発生動向調査事業に基づく検査やゲノム解析等のサーベイランスの実施体制の強化

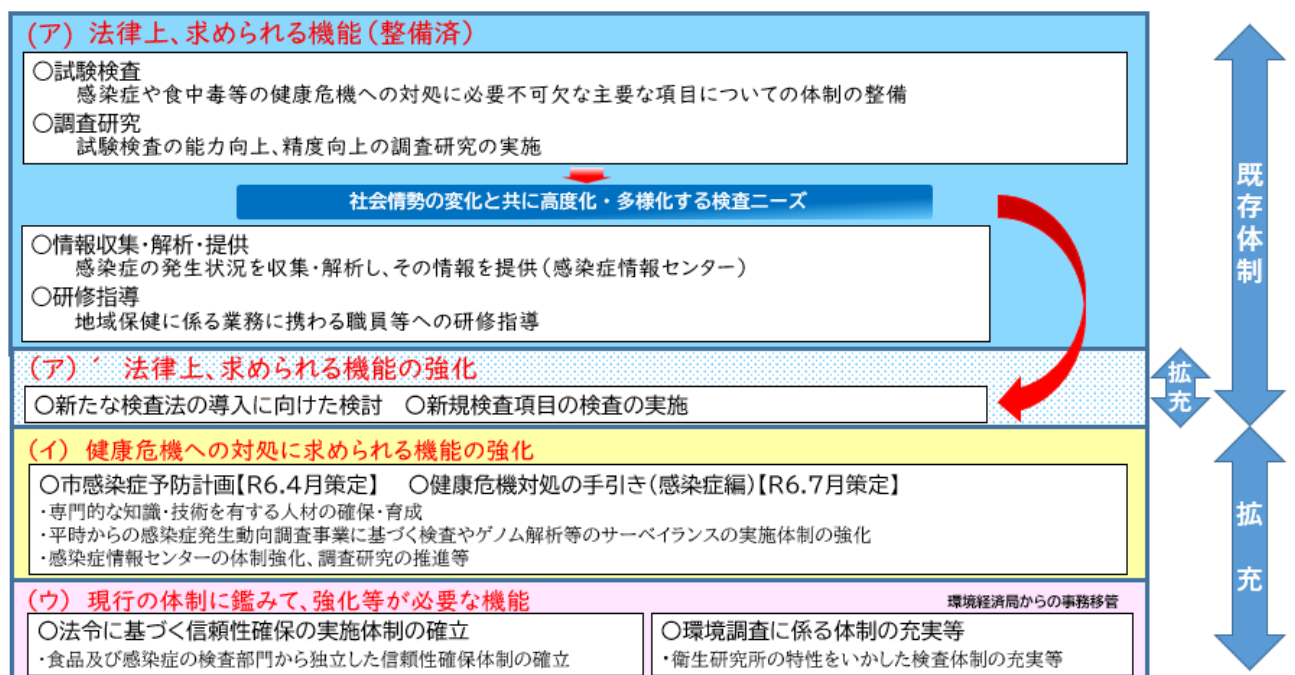
(ウ) 感染症情報センターの体制強化、調査研究の推進等

ウ 現行の体制に鑑みて、強化等が必要な機能

(ア) 法令に基づく信頼性確保の実施体制の確立

(イ) 環境調査に係る体制の充実等

【必要な機能】



(2) 強化すべき機能

- ア 社会情勢の変化や高度化・多様化する検査ニーズに対応するため、高度かつ専門的な知識と技術力が求められる試験検査への対応と検査精度の確保
- イ 健康危機への対処に必要不可欠な試験検査について確実に対応するための試験検査機能の強化
- ウ 先進的な検査技術レベルを維持・アップデートするための人材の確保・育成につなげるための中核的・先進的な試験検査に係る調査研究の推進
- エ 感染症情報の収集・解析・提供を行う感染症情報センターの体制強化
- オ 行政処分の根拠となる検査結果の信頼性を確保するための食品及び感染症の検査部門から独立した内部監査体制の確立
- カ 本市の地域特性を把握するための環境調査の推進

2 再整備方針

(1) 整備方針

ア 安全・安心な施設整備

微生物や化学物質の拡散・漏洩防止対策に万全を期すとともに、職員が安全に検査できるよう、世界保健機関(WHO)の指針や関係法令等の基準に適合した施設整備とします。

イ 衛生研究所の特性を踏まえた持続可能性の向上

将来的に高度化・多様化することが見込まれる検査ニーズの変化等に柔軟に対応できるよう、レイアウト変更を見据えた施設整備とします。

ウ 精度管理への対応

健康危機の発生時の原因究明や行政処分の根拠に必要不可欠な検査の精度管理を徹底できるよう、コンタミネーション(微生物や遺伝子、化学物質の意図しない混入)を防ぎ、かつ多くの検体を効率的に処理することが可能な施設整備とします。

エ 長寿命化への対応

施設の長寿命化に当たっては、仮設施設を設置する場合において、現施設と同等の施設整備が必要となり、高コストとなることから、仮設施設を設置しない再整備を見据えた施設整備とします。

オ ICTの利活用

検査に係る事務負担の軽減や健康危機の発生時における即応体制を確保するため、ICTの利活用による、業務の効率化を見据えた施設整備とします。

カ 環境への配慮

太陽光、風力、地下水などの自然エネルギーを活用した設備、エネルギー消費の小さい建物 ZEB Ready(ゼブレディ)を検討します。

(2) 想定施設規模

現状の課題を解決するとともに機能を強化するため、狭あいかつ不足している検査室は拡充しつつ、共用部分の圧縮による床面積の削減に取り組み、現在の衛生研究所と同規模の施設整備とします。

(3) 整備方式

感染症や食中毒等の対応に必要不可欠な施設であるため、工事中も機能を維持しながら業務を継続することが求められます。しかし、改修時の振動により検査に影響が出ること及び現施設の敷地面積では敷地内への移転は困難であることから、現施設において業務を継続しながら再整備を行う場合には、仮設施設の設置が必要となります。

このことを踏まえて考えられる整備方式は、「仮設施設を設置する中規模改修工事による既存改修」、「仮設施設を設置する現地建替え」及び「移転建替え」の3つであり、これらの整備方式によるコスト等の比較の結果、衛生研究所の施設特性から仮設施設の設置は莫大なコスト増加要因であること及び既存改修では導入機能を満たす施設整備が困難であることから、「移転建替え」による再整備とします。

【再整備の可否と仮設施設の要否】

項目	中規模改修工事による既存改修		現地建替え		移転建替え (仮設施設無し)
	仮設施設あり	仮設施設なし	仮設施設あり	仮設施設なし	
再整備の可否	○(可能)	×(不可)	○(可能)	×(不可)	○(可能)

【仮設施設の要否によるコスト等比較】

項目	中規模改修工事 による既存改修	現地建替えによる 再整備	移転建替えによる 再整備	備考
整備内容	・仮設施設の設計・工事 ・中規模改修設計・工事 ・移転(往復)	・仮設施設の設計・工事 ・建替え設計・工事 ・移転(往復) ・解体設計・工事 ・初度調弁(事務什器)	・建替え設計・工事 ・移転 ・解体設計・工事 ・初度調弁(事務什器)	
長寿命化を 見据えた コスト比較	×	×	○	仮設施設が莫大な コスト増加要因
導入機能と の関係	× 現施設の改修のため 導入機能を満たす施設の 整備が難しい。	△ 導入機能を満たすた めには、2度の設計・工 事、移転が必要	○ 導入機能を満たす 施設の整備が可能	

※ 移転(仮設を含む。)の際は、未利用市有地に移転することを想定し、用地費が掛からないことを想定

(4) 整備候補地

建物の老朽化や衛生研究所の機能強化への対応が早急に必要であることを踏まえ、可能な限り早期に、施設の特性を踏まえた再整備が可能な公共用地の確保に向け、未利用資産や市役所本庁舎の在り方、都市計画上の用途地域、周辺の土地利用状況などを考慮して検討を進めます。

【衛生研究所の再整備の候補地】

	旧相模原総合高等学校跡地	現衛生研究所周辺での建替え	
		市体育館跡地	本庁倉庫敷地
未利用資産活用や市役所本庁舎の在り方の検討における整理	跡地の活用方針の策定に向け検討中	本庁舎周辺施設の再整備用地として活用と整理されているため、利用判断は困難	市役所本庁舎の在り方の検討を行っているため、利用判断は困難
整備可能となる見込時期	令和9年度半ば以降 (土地を取得後)	令和8年度以降 (解体後)	令和12年度以降 (解体後)
保健所との近接性	約6km	近接	近接
土地利用状況	住宅との距離が確保できる	周辺は庁舎機能が集積	周辺は庁舎機能が集積
土地面積	約35,000㎡	約3,300㎡	約1,100㎡
民間活力活用	市街化調整区域のため 制限あり	制限なし	制限なし

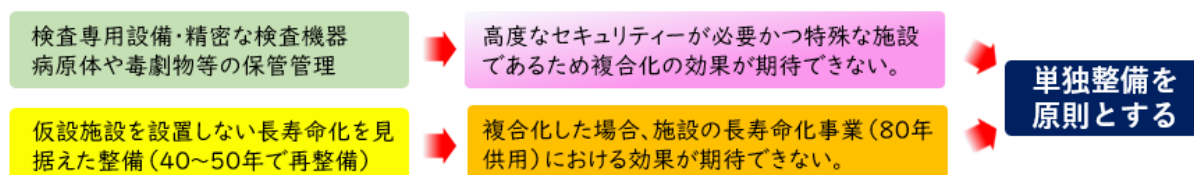
※もえぎ台小学校跡地は、麻溝台・新磯野地区整備推進事業に伴い用途地域が不適合となる可能性があるため検討経過の中で除外

(5) 施設の複合化

衛生研究所は、様々な検査専用設備や精密な検査機器を多数保有し、病原体や毒劇物等の厳重な保管・管理が求められます。また、施設の長寿命化に当たっては、仮設施設を設置しない再整備を見据えた施設とする方針であり、一般公共建築物の長寿命化事業とは異なる個別の方針に基づき整備する施設です。

こうしたことから、施設の複合化に当たっては、その効果や効率化が期待できず、かつ、長寿命化事業におけるコストが増加することから、単独での整備を原則とします。

【施設の複合化の考え方】



3 事業手法

(1) 検討に当たっての前提条件

事業手法については、次に掲げる条件を前提として検討します。

ア 衛生研究所の運営

衛生研究所は、健康危機の発生時に必要不可欠である検査に確実に対応する拠点であり、健康危機の発生時への確実な対応や専門性の高い検査技術と信頼性を確保する観点から、衛生研究所の検査業務は、直営で行うことが必須です。

また、衛生研究所の維持管理業務では、民間活力を活用する余地はありますが、現施設の維持管理経費は約2,600万円程度に圧縮された状態です。

イ 新衛生研究所の設計・工事

衛生研究所は専門性の高い特殊な施設であり、かつ業務の運営を直営で行うこ

とが必須であることを踏まえると、市が効率的かつ効果的に運営するために、設計の段階で市の意向を十分に反映させる必要があります。

(2) 想定される事業手法

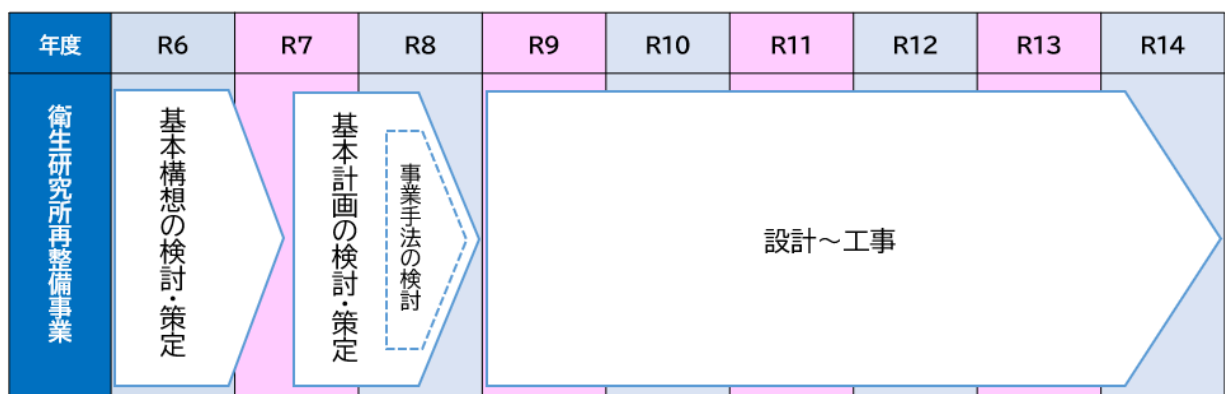
(1)の前提条件を踏まえると、民間による運営や民間施設との合築の可能性は低く、民間の運営による費用削減効果が期待できないことが想定されます。

この視点を踏まえつつ、相模原市衛生研究所再整備基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に向けた検討の中で、早期の再整備や費用削減の効果を評価した上で事業手法を決定します。

V. 今後のスケジュール等

1 想定スケジュール

基本構想の策定後、速やかに基本計画の検討・策定を行います。



2 事業の進め方の留意点

基本計画において、効率的かつ可能な限り早期の再整備が可能となるような様々な事業手法と概算コストの評価・検討を行います。

また、想定施設規模の中で、現状の課題を解決し、必要な機能を強化するために必要な検査室等や検査導線、施設の特性を踏まえた長寿命化などの事業計画の詳細を検討します。